

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2006.1

No. 34

CONTENTS

リレー寄稿	
実務家教員奮闘記	1
市原野ごみ焼却場（京都市東北部 清掃工場）談合追求住民訴訟で 談合認定判決	3
第9回ラムサール条約 締約国会議に参加して	5
シンポジウム 「河川管理と住民参加」のご報告	6
「公害対策特別基金」への ご寄付のお願い	7
意見書の紹介	8

リレー寄稿 実務家教員奮闘記

～ロースクールで環境法を教える～ その2 自然保護法を講義して…

委員 市川 守弘（北海道大学法科大学院教員／札幌弁護士会）

北大法科大学院で2年間「環境法特論」という自然保護法を講義しています。今年で辞めるつもりですが、私の講義内容となぜ辞めようと思っているのかについてまとめてみます。

1 新しい分野

自然保護の分野は、同じ環境法制的汚染分野と比べて日本ではほとんど整備されていません。文化財保護法、鳥獣保護法、種の保存法、生物多様性条約などがめぼしい法律ですし、判例もほとんどありません。自然保護の分野はこれから作り上げていく分野なのです。このため、私は講義の初めに「この講義は試験には全く役立たない。しかし将来絶対に役に立つ。」と言って、単に試験科目だから受講するという学生に科目変更の機会を与えることにしています。また、新しい分野であるがゆえに法の解釈への態度も問われることも付言しています。配布資料の中に

「法の解釈」論争の論文を綴じてあり、法の解釈自体は10人10通りあること、法の「解釈」は法の「実践」であり解釈する者の世界観、人生観、価値観が問われ、自らの「正しい」と確信する解釈を解釈者の責任をもって行うことが法の「解釈」であることを理解してもらうことにしているのです。

2 基本テーマ

自然保護の基本的テーマは、「自然保護と社会の持続性」と考えていますが、いきなり大上段から、このテーマを問題にすることはしていません。なぜなら学生は自然についてほとんど知識も理解も持ち合わせていないし、地域社会についても同じだからです。問題提起として、かつてリゾートブームのときに自らの農業と地域の自然保護とに悩んだ北海道の農家の例をもとに考えてもらうことにしています。これはクマゲラを発見することによりトマムリゾー

ト拡張計画を阻止しようとした農家の話です。彼は「クマゲラがおらんとわしらの生活は守れんのか？」と問いかけました。彼は自分の生活である農業を理由に計画を止められないもどかしさと農業と自然保護はどう両立するのかを問うたのでした。ここには地域経済、地域社会を支える農業のあり方と自然保護の問題が凝縮されていると考えています。

3 自然を見る目

次に、私は具体的な自然の内容についての講義をしています。本当はフィールドトリップをしたいのですが、予算も時間もありません。各自に「君が考える自然はどんなもの？」と問いかけると「川」「森」「ヒゲマ」などという漠然とした答えしか返ってきません。「君が思う川はどんな様子？」という質問で概は「……」です。ほとんどの学生は川遊びもしたことがないのでしょうか。上流部で

やアメマス、エゾサンショウウオなど見たことがないのです。流木が淵を作る様子、谷筋に生える木と尾根筋の木の違いも知りません。「森」と答える学生には、「どんな木が生える森かな?」と、標高によって森の様子が違ってくことや伐開跡地の一斉更新、植林地、天然林かで森がどのように違うのかを説明することにしています。北海道の自然史、森林、動物などの基本的文献は資料としてまとめてあります。

学生たちは、「抽象的」な答えを必ず用意しています。知識はそれなりにあるからです。しかし自然は具体的な事実と体感が重要です。きれいに見えるシラカバ林が実は伐開跡地に生えた林であること（パイオニアツリー）、木の根元が二股になって浮き上がって見える様子は、実は倒木更新の結果であること、などを説明する中で、今後自然を見ていく目を養って欲しいと願っています。

4 地域経済

自然について一通り理解してもらった後、北海道の地域経済に移ります。北海道は開拓使が招聘したケプロンの報告がその後の経済の基礎になっています。農業、林業、鉱業などの北海道の経済開発の歴史を資料を基にして講義を進めていきます。とりわけ重視しているのは農業です。札幌農学校での西洋式農業とその後の米作の発展、北海道の小作人の歴史（学生は北海道の入植をアメリカの西部開拓のようなフロンティアと思っていますが、実際は半封建的地主制の下での小作人の入植であることを理解してもらうことにしています）、戦後農政の大転換とウルグアイラウンド以降のWTO体制での農業の転換について講義しています。この中で、「有畜複合家族経営」が日本農業の特徴であったのが、戦後農政で崩壊していく過程、北海道が戦後農政の優等生として大規模化

していく過程について理解してもらうようにしています。日本農政について勉強した学生は今まで皆無でした。旧農業基本法下での「選択的拡大路線」「構造改革路線」、その後の減反政策と野菜作りの導入、WTO体制での新しい農業のあり方、特にヨーロッパ農業での「条件不利地域農業」「環境保全型農業」への所得保障政策と日本の所得保障政策への方向性などが内容です。

農業以外では、林業、鉱業（特に北海道では石炭）についても触れるようにしていますが、石炭に関しては90年代以降アメリカで「クリーンエネルギー」として開発が進んでいる「石炭ガス」の日本での可能性などにふれることにしています。

5 アイヌ問題

北海道の自然保護を考える上でアイヌ問題の検討は不可欠です。一つは「持続的社会」を考える上でアイヌの人たちの自然との関わり方は哲学として重要であること、二つに、アイヌの祭り（イオマンテなど）では、シマフクロウなどの野生動物の狩猟が重要な要素となっていますが、彼らの狩猟権と自然保護との関係をどう考えるのか、三つ目として、アイヌに限らず、世界的に先住民の野生動植物の狩猟などの権利が自然保護条約で検討される課題であること、などからです。これらの前提としてアイヌの人たちの主権問題、野生動植物の狩猟、漁猟、採集の権利をどのように構成するのかをアメリカ先住民法制を元に講義しています。

6 持続性

最後に、講義の基本テーマである持続性と自然保護の問題について考えてもらうことにしています。「自然との共生」「自然にやさしい」というフレーズがいかにか情緒的で無内容であるか、問題は持続する社会の中でいかに自然を保護するか、にある

ことを理解してもらいたいと考えています。アメリカ農務省の科学者委員会（法律家も入る）が1999年に出したレポートを元に、持続性とは経済的持続性、社会的・文化的持続性、生態的持続性の3つがあり、生態的持続性がなければ経済的、社会的・文化的持続性がないことを講義しています。そして生態的持続性を判断する一つとして生物多様性があること、日本もこのような考えを受け入れることは可能であること、なども理解してもらえるようにしています。

7 最後に

私の講義は大体以上のようなものです。講義は、一回90分の中で、学生に質問ばかりして進めるようにしています。学生の回答如何では、予定とは別の方向に向かうこともありますが、大まかな流れは以上のとおりです。もちろん、自然保護に正解はありません。だから学生の答えもすべて「正解」という前提で進めています。その中で、少しでも具体的に考えてもらいたいと思っています。私の講義ではテストはなく、A4、30ページのレポート提出だけです。テーマは自由。自分たちの興味がわいたテーマを書いてもらうことにしています。去年は学生4人（全員）のレポートを、ゼミ論文集として発行しました。

最後に、私は今限りで講義を下りることを通告しました。学生には悪いと思いましたが、理由は次とおりです。第1に、法科大学院が私の心配していたような「受験予備校」化しているように思えてならないからです。人的・物的リソースの重点は民事、刑事にばかり行き、法的技術ではなく、本来学生に広く知識と理解を得られるべき自然保護法制について、資料集めもゼミ論集発行も私一人が「勝手に」やることであって、思うようなリソースが得られませんでした。第2に、その反映です

が、私には非常勤講師としての待遇しかなかったことです。経済面もそうですが、もっとも失望したのは、大学の紀要に投稿すらできないことでした。自然保護分野は、これからの分野である以上、様々な問題提起（例えば持続性についての農務省レポートの分析論文、アイヌ法制の論

文など）を、論文にして発表したかったのですが、弁護士である私には大学の紀要しか学術論文の発表の場はありませんでした。にもかかわらず非常勤講師ゆえにその場は与えられなかったのです。この点では、従来の大学での非常勤講師制度の矛盾を大いに感じたし、私が今後も「ボ

ランティア精神」で非常勤講師を続けることは、他の非常勤講師の職場を奪うことにもなり、彼らの生計と研究の機会を失わせる、と思いました。したがって、このような大学の旧弊に対する抗議の意思をもって辞めることにしたのです。

市原野ごみ焼却場（京都市東北部清掃工場） 談合追求住民訴訟で談合認定判決

川崎重工に対し11億4450万円の損害賠償命令（京都地裁）

委員 飯田 昭（京都弁護士会）

1 談合認定の画期的判決

2005年8月31日、住民774名が提訴していた市原野ごみ焼却場の談合追求訴訟（住民訴訟）で、京都地裁第3民事部は正面から大手5社（日立造船、三菱重工業、日本鋼管（現JFEエンジニアリング）、タクマ、川崎重工）の談合事実を認定して、「川崎重工は京都市に対し金11億4450万円を年5分の遅延損害金を加えて支払え」という、談合追求訴訟では過去最高額の賠償を命じる判決を下しました。

同時期の談合では全国的に少なくとも13件の住民訴訟が全国各地で取り組まれています。初めて正面から談合を認定した京都判決は、全国各地の談合追求に取り組む住民を勇気づけるものと思います。

2 市原野ごみ焼却場問題とは

京都市左京区・市原野地域は、京都市の東北部に位置し、景勝地鞍馬、貴船の手前の緑豊かな住宅地です。京都市は、91年5月、同地の向山一



市原野ごみ焼却場

帯の山林約20ヘクタールを開発して、焼却能力900トン（後に700トンに変更）の大規模清掃工場を建設する計画を発表しました。

これに対し、地域住民（市原野自治連合会）は、「なぜ複雑地形で逆転層の発生しやすいこの地域に大規模清掃工場が必要なのか、立地場所選定の適切性、ごみの減量策の検討と大規模清掃工場の必要性、ダイオキシン等の排出による健康影響評価

等につき徹底検証すべき」として、「市原野ごみ問題対策特別委員会」（委員長 荒川重勝立命館大学法学部教授）を結成して住民運動を展開してきました。

ところが、京都市は、95年10月に至り、それまでの約束に反して環境調査の結果を環境影響評価に転用して縦覧を開始するとともに、都市計画決定を強行したため、運動と並行して市原野弁護団（30名）を結成し

て支援にあたることになり、96年12月には工事差止めを求めた本裁判を京都地裁に提訴し（原告団625名）、更に、97年12月と98年1月には合計4600名が仮処分申請を行いました。

これらの裁判の主たる争点は、①約束文書に基づき工事の差止めが認められるか、②清掃工場建設の必要性、③ダイオキシン等の排出による健康被害の可能性（環境権、人格権）による差止めが認められるか、の3点でした。

焼却場自体は、97年1月に建設工事が着工され、01年4月から操業が開始されています。

残念ながら、差止めを求めた仮処分申請は、京都地裁第5民事部が99年12月27日に「却下」の決定を、本裁判（完成後は操業差止め）は京都地裁第3民事部が01年5月18日に、大阪高裁第6民事部が04年12月22日に、いずれも住民側の請求を「棄却」する判決を下し、差止め訴訟自体は住民側の敗訴に終わりました。

しかしながら、これらの裁判の過程で、バグフィルター、活性炭吸着塔等の対策の補強や、継続監視体制など相当部分は住民側の要求を入れた「公害防止協定」及び「覚書」の締結など、裁判闘争を手段としながら運動を進めた成果は評価できるものとなっています。

3 住民訴訟の提起と争点

本件住民訴訟は、上記の市原野ごみ焼却場問題の取り組みの過程で、新聞報道で公正取引委員会が大手5社によるごみ焼却場の受注にあつての談合が認められるとして排除勸

告（独占禁止法48条2項）がなされ（94年4月～98年9月発注分。全国で60工場。総額9260億円）、その中に市原野ごみ焼却場が含まれていたことより、住民監査請求を経て2000年2月10日に提訴したものです。

本体工事228億9000万円（指名競争入札。96年12月13日契約）、溶融設備工事19億4985万円（随意契約。98年9月17日契約）、合計248億3947万5500円の工事請負金額につき、裁判では、①談合という不法行為の有無及び②損害額をどのように評価するかが、中心的な争点となりました。

4 談合の立証と認定

大手5社は上記公正取引委員会の排除勸告を応諾せず、「談合は一切存在しない」と主張して、審判でも徹底的に争ってきたため、公正取引委員会での継続中の審判記録をどのようにして入手し、証拠として裁判所に提出することができるかが、談合事実の立証の最大の課題となりました。旧民事訴訟法220条に基づき川崎重工に対して文書提出命令を申立て、京都地裁は、インカメラ手続きを行ったうえで、03年2月10日、実質的記録のほぼ全部につき、文書提出命令を出しました。これに対して川崎重工は大阪高裁に抗告しましたが、抗告審の審理中の03年9月9日最高裁判決により、「住民訴訟を提起している住民は独禁法69条の事件の『利害関係人』に該当する」との判断が出たため、結局公正取引委員会から直接記録の閲覧謄写を行い、書証として提出することができ、同記録によって談合により不当に落

札価格がつけ上げられた事実を証明できたのです。

判決は、これらの提出記録に記載されていた各社営業担当者の供述調書やメモなどを有力な証拠として採用し、談合による不法行為を認定しました。

5 損害について

地裁判決の不十分点は、損害賠償額を契約額の5パーセントにとどめたことです。私たちは契約金額の30パーセントを損害と認定すべきと主張してきましたが、高裁では附帯控訴により、賠償額の増額を図ることを目標としています。

6 京都市の姿勢（「怠る事実」）について

判決は同時に、京都市が公正取引委員会の審判が確定するまでは損害賠償請求権を行使しないとの態度をとっていることについても、次の通り、京都市長の姿勢を厳しく批判しています。即ち、「審判が確定するまでに長期間を要することが想定され、その間、京都市長が損害賠償請求権を行使しないでいると、地方公共団体の被った損害の回復が図られない状態が長期間継続し、損害賠償代位請求訴訟の目的に沿わないばかりか、被告から損害賠償請求権の消滅時効が援用されるなどして、債権の行使に支障を来す危険性も生じかねず、現に発生している不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことを正当化する理由にはならない」。

第9回ラムサール条約締約国会議に参加して

委員 小沢 秀造 (兵庫県弁護士会)

1 COP9 ウガンダで開催

第9回ラムサール条約締約国会議(COP9)が、2005年11月8日から15日までウガンダの首都カンパラ近くのムニョニョで開催されました。アフリカでの初めてのラムサール条約締約国会議でした。ウガンダは、人口2450万人(首都カンパラは120万人)、国土の17%が湿地であるか水面下にあります。平均寿命は、48歳とのことです。

私たちは、3年前のスペインのバレンシアでの締約国会議には、日弁連として参加し、泡瀬の保護などを訴えましたが、今回は、日本湿地ネットワークの一員として、初日から13日までのエクスカッション(体験型見学会)に参加しました。

2 ウガンダは国家湿地政策の先進国

ウガンダでは、1989年に政府内に「国家湿地プログラム」が設置され、1994年には、ラムサール条約締約国としてはカナダに次いで2番目に国家湿地政策が作成されました。日本政府は、国家湿地政策を策定しておらず、生物多様性国家戦略でそれに替えているとしていますが、ワイズユースなどの観点から湿地政策の中核となるべきであり、生物多様性の観点だけでは不十分です。

ウガンダの湿地政策の概要を簡単にご紹介します。①憲法発効の1995年までに認められているものでなければ、湿地は個人では所有できない、②湿地はウガンダ国民のために中央政府及び地方政府に信託されている、③1900年のイギリス、旧ブガンダ王国間の協定で認められたmailo(封建的な所有)内でも湿地は個人の所有権の対象とはならない、④政

府は湿地を貸したり、譲渡できない、⑤何人も0.25ヘクタール以上の開発を湿地においてしようとするものは、アセスメントを行い、国立環境管理庁(NEMA)の承認を得なければならない、⑥湿地の近くの所有者は、住民が伝統的な家畜の水浴、牧畜、釣り、草やパピルスの採取をしようとするのを拒んではならない、などと決めています。

3 日本は20件の新規登録

参加人数は、1000人程度でした。日本からの参加者も数十名の規模のようでしたが、従来の開発反対の住民運動団体からの参加は少なかったようです。初日の11月8日、日本人としては初めて中村玲子さん(ラムサールセンター事務局長)がラムサール湿地賞(教育部門)を受賞しました。11月10日、ラムサール条約湿地新規登録箇所の認定授与式が日本政府の主催で行われました。ブリッジウォーター事務局長から宮城県の田尻町長(蕪栗沼)、北海道の雨竜町長(雨竜沼湿原)などが湿地登録証の授与を受けました。日本は20カ所の新規登録をしたのですが、登録湿地数だけでなく、多様なタイプの湿地を登録した努力が評価されたと環境省の担当者も自負していました。

環境省は日本の重要湿地500選を公表しています。日本湿地ネットワークでは、2026年までに日本での500カ所の内100カ所の登録を目指す



会議の状況



11月10日 日本政府主催のラムサール条約湿地登録認定証授与式
(中央がラムサール事務局長ブリッジウォーターさん)

との運動を掲げています。沖縄の泡瀬と栃木の渡良瀬の写真を展示し、ポスターセッションで訴えてきました。会議中のパーティーで環境省の担当者に、日本の新規指定地は観光地タイプが多いようであるが、もう少し開発問題を抱えたところを指定するべきではないかと尋ねたのですが、地元合意を辛抱強く待って指定しているとのことでした。地元合意に環境省の努力が足りないのではないかと具体例をあげて聞いてみましたが、これは平行線をたどりませんでした。韓国の政府担当者も日本のことについては関心をもっているらしく、ポスターセッションに来て500選の選定の経過などを熱心に尋ねてきまし

た。私たちも登録湿地を増やしますとニコニコしながら話していました。

4 COP10での韓国と日本の保全運動の連係

蕪栗沼の呉地さんや岩淵さんは、雁を保全するため冬季に田に水を張るという運動を展開しています。雁がえさをそこから採ることができ、またコメ作りにも役立つというのがその理由です。岩淵さんが科学的な分析を披露していました。地元農家の方々も参加しており、水を張るといふ行為については、運動のリーダーとの信頼関係があったので行うことができたという発言をしていました。運動家と農家が信頼関係で固く結ばれているように思い、一つの模範となる運動をされているという強い印象を持ちました。非公式の懇談会であったのですが、韓国のNGOの方も熱心にその成果に耳を傾けていました。14日には「水田～すばらしいアジアの湿地」というサイドイ

ベントが開催されました。主催は、韓国環境連合、日本雁を保護する会、蕪栗ぬまっこクラブでした。

今回のラムサール条約締結国会議は3年後に韓国で開催されるのですが、韓国はあの巨大なセマングムの埋立問題を抱えています。韓国の湿地政策は国の内外で厳しく問われており、それは諫早の埋立を進行させようとしている日本と共通しています。3年後を1つの区切りとして、公害対策・環境保全委員会でも政策提言などが求められていると考えています。

5 ウガンダの野生生物

ウガンダは見聞きする限り治安はよく物価も圧倒的に安く、人は親切でした。滞在中、ムプロ湖国立公園を訪問しました。ムプロ湖国立公園の訪問客は年間3000人程度という少なさで、私は運転手兼ガイドに案内されたのですが、その間他のビジタ



ムプロ湖国立公園でインパラを車中から撮影

ーは見かけませんでした。シマウマ、カバ、ワニ、インパラ、マラカイキングフィッシャー（カワセミ）、クレストッドクレーンズ（ウガンダの国旗に取り入れられているカンムリヅル）など多くの生物を見ました。国立公園内でのテントでの一泊は旅行のハイライトでした。電気は夜には使えず、懐中電灯でトイレに行きました。蚊取り線香も活躍しました。バードパラダイスと銘打ったツアーでは、ビクトリア湖でハシビロコウ（動かない鳥です）を見ることができました。

シンポジウム「河川管理と住民参加」のご報告

水部会長 赤津 加奈美（大阪弁護士会）

2005年12月3日、大阪弁護士会館において、日本弁護士連合会・近畿弁護士会連合会・大阪弁護士会の主催による「河川管理と住民参加」と

題したシンポジウムが開催され、弁護士・一般市民、あわせて300名を超える参加者がありました。

日弁連は1995年10月の第38回人権擁護大会において「河川行政の転換を求める決議」を採択し、そこで求めた住民参加手続は、1997年の河川法改正において河川整備計画の策定段階に採り入れられたものと評価されていました。しかし、その後、各地で

開催された流域委員会や公聴会など河川法16条の2の第3、4項に基づく手続は、従来の審議会と何ら変わらないものから淀川水系流域委員会のように徹底した情報公開を行ったものまで、実際の運用にはかなりのばらつきが出ました。また、改正当時から懸念されていたとおり、河川整備基本方針は社会資本整備審議会の河川分科会でのわずか数回の審議を経ただけで、ここ半年ほどの間に次々と、従前の工事実施基本計画のとおりの内容で決められていく状況が出てきました。このような中、国土交通省の担当課長やかつての河



日弁連による基調報告

川局長もパネリストに迎えての今回のシンポジウムは、まさに時宜を得たものと注目されました。

最初に基調報告として、日弁連から河川の今日的問題状況について、近弁連からは淀川水系流域委員会の検証がなされ、その後に特別報告として、元アメリカ内務省開墾局グレンキャンニオン環境研究所主任研究員のデイビッド・ウェグナー氏から、アメリカの環境法の発展と河川管理、河川や流域のプロジェクトへの住民参加の事例紹介、関係者のパートナーシップ形成のための各役割とポイント、などが紹介されました。

次に、各地からの事例報告として、長野県砥川流域協議会座長の宮坂正

彦氏から住民主体での議論の状況、姫野雅義氏から吉野川第十堰に関する住民主体で代替案を作成した経緯、奥島直道弁護士から全国で最悪といわれる肱川流域委員会の状

況、水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之氏から最近の河川整備基本方針の審議状況とその内容及びここへの住民参加手続の必要性、が述べられました。

最後に、約1時間半のパネルディスカッションでしたが、元河川局長である竹村公太郎氏からは我が国の治水の歴史と実情、布村明彦河川局河川計画課長からは河川整備基本方針や整備計画の策定状況や運用について冒頭に説明があり、その後、河川整備基本方針、特に基本高水の決定に住民参加手続を入れる是非について主に議論となりました。予想どおり、議論は平行線で、改正時に国会答弁のあった整備計画の基本方針

へのフィードバックも、基本方針策定の住民参加方向への運用の改善も、かなり見通しが暗いことが明らかとなりました。

法改正後の運用などを検証する試みとしては今までにないシンポジウムだったと思いますが、アンケートを見る限り、参加者は、弁護士、公務員（おそらく川関係）、建設・コンサル関係者、住民運動家、とさまざま、その立場ごとにシンポジウムの内容に対する評価がかなりはっきり分かれていたことも印象的でした。法律家の役割は、法が改正されれば終わり、というものでないことを実感させられたシンポジウムでした。



特別報告をするデイビッド・ウェグナーさん



パネルディスカッション

「公害対策特別基金」へのご寄付のお願い

公害対策・環境保全委員会は、人権擁護の観点から、公害の予防・排除、被害者の救済などの公害対策と環境保全のための調査・研究をし、具体的方策の立案や意見・提言の発表などの適切な措置をとるため、全国の弁護士会からの100名余の委員により構成される委員会として、1969年4月に設置されました。設置当初は、水俣病などの四大公害をはじめ多発する公害事件への対策問題を中心に活動していましたが、近年は、化学物質過敏症の問題や自然環境保全の問題、廃棄物の問題などに取り組んでいます。

委員会の活動費用は、日弁連の委員会予算で賄われておりますが、石綿（アスベスト）のように大きく社会問題化した公害・環境問題に、十分に対応するためには委員会予算だけでは十分ではありません。委員会の活動をより充実させるため、皆様方からのご支援を必要としています。

皆様方から寄せられた寄付金は、現地調査などの委員会活動のための費用の一部として使用させていただきます。ご寄付をいただける場合は、お手数ですが、日弁連事務局 人権第二課（03-3580-9512）までご連絡をお願い致します。

なお、本基金への寄付につきましては、寄付金控除の対象にはなりませんので、ご留意下さい。

意見書の紹介

持続可能型社会における「食の安全・安心」を求めて

関東弁護士会連合会は、9月30日、第52回定期大会において、宣言「持続可能型社会における『食の安全・安心』を求めて」を採択し、農林水産省、厚生労働省等に提出しました。

BSE（牛海綿状脳症・狂牛病）問題、遺伝子組換え食品問題、輸入食品農薬問題、食品表示制度問題など、「食品の安全・安心」をめぐる様々な問題が大きな社会的関心事となっています。2003年5月には「食品安全基本法」が成立し、本年6月には「食育基本法」が成立しました。宣言では、持続可能型社会における「食」のあり方を見つめ直し、真に「食の安全・安心」を確保するための施策として、環境保全型の生産を支援する法律の制定、食品事故の被害者に対する簡易・迅速な被害救済制度の確立などを求めています。

（本文は、<http://www.kanto-ba.org/decla/h17s.htm>をご参照ください）

自然環境政策に対する実効的な住民参加の実現に向けた提言

中部弁護士会連合会は、10月21日、第53回定期大会において、「自然環境政策に対する実効的な住民参加の実現に向けた提言」を採択し、環境省、国土交通省等に提出しました。

自然環境に配慮した施策を実現するためには、身近な住民やNGOの意見が反映される必要があります。近年の河川法、土地改良法、自然公園法などの改正に際して、住民からの意見聴取の規定が新設されていますが、十分ではありません。提言では、自然環境の保全に向けて実効的な住民参加を実現するため、環境基本法において住民参加を制度として保障する規定を盛り込むことなどを求めています。

伊方原発へのプルサーマル導入に反対する決議

四国弁護士会連合会は、11月18日、第51回定期大会において、「伊方原発へのプルサーマル導入に反対する決議」を採択し、経済産業省、内閣府、愛媛県等に提出しました。

四国電力は、2004年5月10日、愛媛県と伊方町に対し、2010年までに伊方原発3号機においてプルサーマルを実施することについて事前協議を申し入れ、同年11月1日、経済産業省に対し原子炉設置変更許可申請書を提出しました。現在、同省の原子力安全・保安院と内閣府の原子力安全委員会において審査中です。決議では、プルサーマル技術は、MOX燃料の危険性、事故が発生した場合の放射能被害の重大性、直接処分方式よりも4倍のコストがかかる経済性などの問題点を含む技術であり、導入にあたって県民や住民の安全に配慮した十分な審理・説明がなされたか疑問を持たざるを得ない点などを指摘し、導入に反対しています。

小田急線連続立体交差事業認可処分取消等請求事件についての最高裁大法廷判決に関する会長声明

日本弁護士連合会は、12月7日、小田急線連続立体交差事業認可処分取消等請求事件について、騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は原告適格があるとする最高裁判所の判決に対し、会長声明を公表しました。

従来からわが国の行政事件訴訟の問題点として、原告適格を厳格に解釈することによる行政訴訟の門前払い（却下判決）の多さが指摘されており、行政事件訴訟法の改正で原告適格を拡大するために同法9条2項に新たな考慮事項が規定されました。

声明では、このたびの判決は、改正の趣旨に則って本年4月1日に施行されてから間もない時期に、行政訴訟における原告適格を拡大したものであることを高く評価するとともに、今後も裁判所が、国民の権利利益の確保と行政の適正化のため、司法に求められる行政のチェック機能を果たすことを期待しています。

（本文は、http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/2005_23.htmlをご参照下さい）

容器包装リサイクル法改正に関する意見書

日本弁護士連合会は、12月15日、「容器包装リサイクル法改正に関する意見書」を採択し、経済産業省、環境省等に提出しました。

容器包装リサイクル法は、1995年6月に制定され、制定後10年が経過した現在、その見直しが行われています。意見書では、同法の循環型社会形成推進基本法との適合、拡大生産者責任の原則の徹底、デポジット制度の積極的な導入、家庭ごみの有料化への慎重な議論の必要性、レジ袋の有料義務化は緊急に導入すべき制度とは考え難いことなどを訴えています。

（本文は、http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_67.htmlをご参照下さい）